

日本から輸出される物品に関する証明書の発行等の対応について

1 食品及び食品加工品について

<現状>

EU向けに輸出される食品及び飼料について、EUの規則に従い、輸出国の管轄当局が発行する証明書が求められており、農林水産省から各都道府県の農林担当部局に対し、当分の間、都道府県において証明書の発行が依頼されている。

<本県の対応>

とくしまブランド戦略課が窓口となり、「輸出する食品等について、本県で産出され、又は、最終的に製造されたものである食品等」に証明書を発行する。

<EUへの輸出商品>※企業からのアンケートによるもの。

- 大塚製薬(株) 清涼飲料水など
- (株)きとうむら ゆず酢、ゆずマーマレードなど
- 光食品(株) ポン酢しょうゆ

<本県企業からの問い合わせ>

生活衛生課へ大塚製薬(株)から証明書の発行にかかる問い合わせあり

2 輸出品全般について

<現状>

日本からの輸入物品に対し、放射線検査をする動きが各国で出ている。

<国・ジェトロ示す対応>

- 1 放射線検査機関における検査
- 2 商工会議所のサイン証明

<課題>

輸入物品に対する対受入国の対応が異なっている。

- ①自国にて放射線検査を行う。
- ②公的機関の証明書を求めた上で、自国にて放射線検査を行う。
- ③非被曝証明を求めた上で、時刻にて放射線検査を行う。

日々、対応の方向性が異なることが予測される。

具体的に、EUの様な対国との調整をしているわけではないため、上記対応で輸入停止措置がないという保障はない。

<本県企業からの問い合わせ>

H23.3.30 現在、なし